

### A 障がいのある人とない人の交流の機会の創出

#### ① 学校における障がいのある人との交流

障がいのある人との交流を通じ、障がいへの理解を深め、地域の中で障がいのある人と助け合い支え合うことを学び、「こころのバリアフリー」を推進する。各学校と連携をとることができる団体・施設の情報を整理し、各学校と団体・施設をつなぐ取り組みを推進する。



H31 → 謝礼補助の継続、ゲストティーチャーリストの活用、手話の普及に関する出前講座の開始

### B 一般企業への周知啓発

#### ① 障がい者アートを活用した共生社会の普及啓発

バス停やバスの内部をはじめとした公共空間において障がい者アートを展示することにより、障がいや障がい者に対して関わりがなかった市民から障がい者の文化芸術活動や個性の幅広さについて知ってもらい、共生社会への理解を深めてもらうきっかけをつくる。

H31 → 上記に加えて、砦谷小路において障がい者アートを展示（障害者芸術・文化祭と連携する形での実施を予定）



市役所前バスターミナル



新潟駅前広場（万代口）



連節バス内部での展示

#### ② ともにEntrance（共生社会に関心のある企業ネットワークの構築）

共生社会づくりに取り組んでいる、または取り組もうとしている企業間のネットワークを構築し、情報交換やノウハウ共有を促進することで、民間における共生社会づくりの動きを活性化させる。また、ネットワーク参加企業に対して障がい者アートを活用したオリジナルポスターを提供することを通して障がい者の文化芸術活動の周知を図りつつ、事業のアイデア等については若年層をはじめとした様々な団体の斬新な意見を積極的に取り入れる。

H31 → 企業間ネットワークの構築、情報交換会の開催、オリジナルポスターの提供・掲示 等

#### ③ 合理的配慮事例の募集

市内企業で行われている「障がいのある人も働きやすい職場づくりに向けた取り組み」を募集・公開。

H31 → 募集の継続募集及び公開

### C わかりやすい広報

#### ① 共生条例の普及・啓発イベントの実施

共生条例の存在を市民から知ってもらうために、イベント等において特設ブースを設け、パンフレットの配布などの周知活動を行う。また、条例の認知度調査を併せて実施する。これからの社会を担う若年層への周知啓発活動を強化するとともに、障がい福祉に関係しないイベントにおいても、共生条例のリーフレット入りのティッシュの配布などを通して積極的にPRを行い、障がい者に対して関心を持っていない層からも共生条例を知ってもらうことができるようにする。

H31 → ・市民が多く集まるイベントにおける周知啓発物品の配布 ・公的施設でのパネル等の展示  
・公式ロゴマークの活用推進 ・ともにプロジェクト公式ホームページの充実化

